# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
9	公営住宅等管理に関する事務	基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

田原市は、公営住宅等管理事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

田原市長

#### 公表日

令和2年2月28日

- DD \++++	
I 関連情報	ナなけれる主教
1. 特定個人情報ファイル	
事務の名称	公営住宅等管理に関する事務
②事務の概要	・公営住宅法に基づき公営住宅を建設し、住宅に困窮する方に対し、低廉な家賃で賃貸等を行っている。 ・特定優良賃貸住宅供給促進法による特定公共賃貸住宅を建設し、中堅所得者に対し賃貸等を行っている。 ・特定個人情報ファイル利用事務 ①公営住宅等入居時の入居資格確認(所得要件・年齢・同居要件等) ②公営住宅等入居時の家賃決定・敷金決定 ③入居後の収入申告書の申請・各種所得情報の照会 ④住民票住居地と公営住宅等住所との整合を行い、公営住宅等入居者の異動・退去状況の把握 ⑤出産・死亡等による世帯情報の変更を確認 ⑥家賃の徴収(口座振替・納付書発送等) ⑦家賃を滞納している世帯の所得情報を正確に把握することで督促や納付相談に活用
③システムの名称	市営住宅管理システム、収納・口座管理システム、統合宛名システム、宛名管理システム、中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル	名
市営住宅管理ファイル、入居者	う情報ファイル
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。 以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の19及び61の2の項
4. 情報提供ネットワークシ	レステムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢> 1)実施する [ 実施する ] 2)実施しない 3)未定
②法令上の根拠	<情報照会の根拠> ・番号法第19条第7号 別表第二の31の項及び85の2項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第22条、第43条の4 <情報提供の根拠> 情報提供しない
5. 評価実施機関における	担当部署
①部署	都市建設部 建築課
②所属長の役職名	建築課長
6. 他の評価実施機関	

#### 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

田原市役所 総務部 総務課 〒441-3492 愛知県田原市田原町南番場30番地1 電話 0531-23-3506 請求先

#### 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

田原市役所 都市建設部 建築課 〒441-3492 愛知県田原市田原町南番場30番地1 電話 0531-23-3527 連絡先

## Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1,000人以上1万人未満 ]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か			2年2月1日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和2年2月1日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

## Ⅲ しきい値判断結果

## しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

## Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価	西書の種類				
[ 基礎 2)又は3)を選択した評価実 載されている。	項目評価:		重点項目評	福書又は全	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び 項目評価書において、リスク	全項目評価書
2. 特定個人情報の入手(	情報提供	ネットワークシス	テムを通じ	た入手を関	余く。)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱い	の委託			[	]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や	情報提供ネットワー	-クシステム	を通じた提供	供を除く。) [	]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシ	ィステムと	:の接続		[ ]接	続しない(入手) [〇	]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[		]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・	消去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 監査						
実施の有無	[ 0 ]	自己点検	[ 0 ]	内部監査	[ ] 外部監	
9. 従業者に対する教育・程	<b>李発</b>					
従業者に対する教育・啓発	[	十分に行っている	1		く選択肢> 1)特に力を入れて行って	こいる

#### 変更簡所

	変更箇所							
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明			
平成29年6月30日	表紙 評価書名	公営住宅管理に関する事務 基礎項目評価書	公営住宅等管理に関する事務	事後				
平成29年6月30日	表紙 個人のプライバシー等の権 利利益の保護の宣言	人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権	事態を発生させるリスクを軽減させるために十	事後				
平成29年6月30日	表紙	2015/11/11	2017/6/30	事後				
平成29年6月30日	公表日 I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	公営住宅の管理事務	公営住宅等管理に関する事務	事後				
平成29年6月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを 取り扱う事務 ②事務の概要	・公営住宅法に基づき公営住宅を建設し、住宅に困窮する方に対し、低廉な家賃で賃貸等を行っている。・特定個人情報フィル利用事務①公営住宅入居時の入居資格確認(所得要件・年齢・同居要件等)②公営住宅入居時の家賃決定・敷金決定③入居後の収入申告書の申請・各種所得情報の照会④住民票住居地と公営住宅住所との整合を行い、公営住宅入居者の異動・退去状況の把握の出来を表表、の当住宅入居者の異動・退去状況の把握の出来を表表、の場位で入口を振替・納付書発送等)で家賃を滞納している世帯の所得情報を正確に把握することで督促や納付相談に活用	・公営住宅法に基づき公営住宅を建設し、住宅に困窮する方に対し、低廉な家賃で賃貸等を行っている。・特定優良賃貸住宅供給促進法による特定公共賃貸住宅を建設し、中堅所得者に対し賃貸等を行っている。・特定個人情報ファイル利用事務の公営住宅等入居時の家賃決定・敷金決定・30入居後の収入申告書の申請・各種所得情報の服会。④住民票住居地と公営住宅等は所との整合を行い、公営住宅等入居者の異動・退去状況の把握・死亡等による世帯情報の変更を確認・60家賃の徴収(口座振替・納付書発送等)で家賃を滞納している世帯の所得情報を正確に把握することで督促や納付相談に活用	事後				
平成29年6月30日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(平成25年法律 第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の19の項		事後				
平成29年6月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の31の項並び に主務省令第22条第一項	<情報照会の根拠> ・番号法第19条第7号 別表第二の31の項及 び85の2項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律別表第二 の主務省令で定める事務及び情報を定める命 令第22条及び第43条の4 <情報提供の根拠> 情報提供しない	事後				
平成29年6月30日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長	建築課長 岡田 利幸	建築課長 稲垣 守泰	事後				
平成29年6月30日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成27年3月31日 時点	平成29年6月30日 時点	事後				
平成29年6月30日	Ⅱしきい値判断項目 2取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年3月31日 時点	平成29年6月30日 時点	事後				
令和1年6月7日	Ⅳ-1 リスク対策	項目なし	リスク対策を追加	事後	評価書の様式変更による			
令和2年2月1日	I-1-③システムの名称	住宅管理システム、総合収納管理システム、 行政基本システム、統合宛名管理システム、 中間サーバ	市営住宅管理システム、収納・口座管理システム、統合宛名システム、宛名管理システム、 ・ 中間サーバ	事前	システム更新に係る 再実施による			